

要 示 書

- 一、井田名首切取消ノ為メト
- 二、三年一回昇給ノ定メセラルト
- 三、健康保険資本金額首担
- 四、仕事者ノ年一回支給スルコト
- 五、仕度時同ノ十五分支給スルコト
- 六、降隊者ノ即時降職
- 七、夜業第五割増率別表高給対象
- 八、夜業前考給金同同日給金額自担ノ休職ノ支給スル
- 九、夜業ノ改善差別ノ撤廃
- 十、夜業ニ月一回年費ヲ支給スル
- 十一、年費中八日給金額支給スル
- 十二、年費中八日給金額支給スル
- 十三、夜業ノ要示也

昭和五年十月
凸取印刷株式会社御中

- 一、印刷業組合ニ別賃金法下絶対反対
- 二、最低賃金ヲ一円五毛ニスルコト
- 三、健康保険法ニヨル首切絶対反対
- 四、十分間ノ過剰ヲ認ムルコト
- 五、就業者皆々自由ノ其コト
- 六、部長ヲ職工ノ公選ニスル
- 七、生垣休職(同)同日給支給スル
- 八、時同労働別ノ実施
- 九、手洗クワイムコト支給スルコト
- 十、夜業工ノ見習期間ヲ半年ニスル
- 十一、機織者ヲ絶対に出サセム

凸取印刷業職団

6.10.20
183

勞社第三七〇八號

昭和五年十月十八日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官 殿
各府 府縣長官 殿

本會事務局長 丸山 鶴吉
警視總監 丸山 鶴吉

凸取印刷株式会社本所分工場労働争議ニ関スル件(第六報)

是等ノ争議代表者ハ十五日工場長ト会見セルニ要示事項ハ即時拒絶セリトシテ
(二)争議ニ対シ外部行動隊員六名ハアポイントニ於テ登攀し自下取調中ナリ
類記争議其後ノ状況左記ノ通

一、事業主側